

お知らせ

記者発表資料

令和7年5月1日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、広島県政記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

建設業の担い手確保に向けて要請を行います ～広島県の建設業4団体から経済団体への要請のお知らせ～

建設業4団体から民間発注者が所属する経済団体に対し、建設現場土日一斉閉所、週休2日の実現、適正な工期の確保等、民間発注者・施主への理解と協力の要請をお願いする周知要請を行います。

○令和6年3月28日、同年6月21日に、広島県内の建設業元請団体、下請団体及び公共発注者が一堂に会し、建設業の喫緊の課題である担い手確保に向けた意見交換会を実施。

○意見交換会において、連携・協力して建設業の担い手確保に向けた取り組みを実施する旨の申し合わせを行い、その取り組みの一つとして、建設業4団体から民間発注者が所属する経済団体への周知要請を行います。（申し合わせの内容については別添のとおり。）

○要請について

日時：令和7年5月12日（月） 15時30分から16時00分

場所：広島商工会議所 3階307号室（広島市中区基町5-44）

【要請先】

- ・広島県経営者協会
- ・広島県商工会議所連合会

【要請を行う4団体】

- ・一般社団法人 日本建設業連合会中国支部
- ・一般社団法人 広島県建設工業協会
- ・一般社団法人 全国中小建設業協会広島県支部
- ・建設産業専門団体中国地区連合会

【要請内容】

適正な工期の確保、4週8閉所、契約の見直しに関する協議、柔軟な働き方への理解に関して、ご理解とご協力をお願いを要請します。

※取材を希望される報道機関の方は、別紙記載の事務局までご連絡お願いいたします。

<問い合わせ先> 中国地方整備局 建政部 082-221-9231（代表）

建政部 建設産業課長

ながお
永尾

よしのぶ
義信（内線6141）

【担当】 建政部 建設産業課長補佐

ふじもと
藤本

かずゆき
和征（内線6157）

2025年5月1日

マスコミ各位

(一社)日本建設業連合会中国支部
(一社)広島県建設工業協会
(一社)全国中小建設業協会広島県支部
建設産業専門団体中国地区連合会

～建設業の担い手確保に向けて～
民間発注者の所属する経済団体に対する建設業団体からの
周知要請を行います

建設業においては、高齢化に伴い就業者が減少するなか入職者の確保が喫緊の課題となっています。そのため建設業の4団体の支部が合同で担い手確保に向け、週休2日を実現するため適正な工期の確保、条件変更が発生した場合の契約見直しに関する協議実施等の民間発注者・施主への理解と協力をお願いする要請内容の申し合わせを行いました。

つきましては、以下の通り、広島県経営者協会および広島県商工会議所連合会宛に～建設業の担い手確保に向けて～民間発注者の所属する経済団体に対する建設業団体からの周知要請を行いますのでお知らせします。

記

1. 日 時 2025年5月12日(月)15時30分～16時00分
2. 場 所 広島商工会議所 3階307号室
 広島市中区基町 5-44
3. 問合せ先 (一社)日本建設業連合会中国支部 事務局
 TEL 082-243-3017
4. 取材申込み 別紙にご記入の上 FAX にてお申し込みください。
 FAX 082-242-2380

以上

【建設業の担い手確保に向けた建設業団体からの周知要請について】 取材申込書

令和7年5月12日（月）に予定する上記要請につきまして、取材をご希望される
報道機関におかれましては、会場準備等のため、事前にお申し込みをお願いします。

申込期限 : **令和7年5月8日（木） 17:00**

お申し込み先 : **【FAX】 082-242-2380**

【担当者名】 事務局 田村 吉広

※取材にあたっての留意事項

要請書の手交の様子は公開いたしますが、要請書の趣旨説明終了後、ご退室を
お願いいたします。ご了承ください。

終了後にご希望がありましたら、建設業の4団体にて短い時間となりますが、取材
対応をいたします。

1. 報道機関名

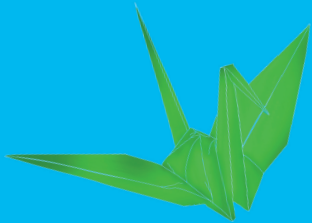
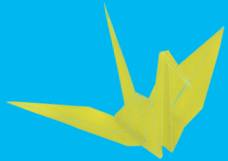
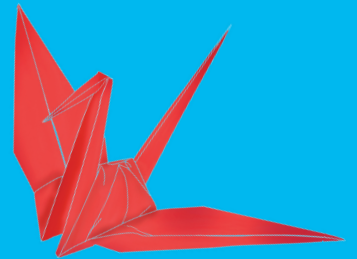
2. お名前

3. ご連絡先



建設現場 土日一斉閉所

土日は休みに
しょうやあ！



土日一斉閉所キャラクター
やすみん

※緊急工事、工程上やむを得ない工事を除く。



構成団体

一般社団法人
日本建設業連合会 中国支部

一般社団法人
広島県建設工業協会



一般社団法人
全国中小建設業協会 広島県支部



建設産業専門団体連合会 中国地区連合会

後援

中国地方整備局 広島労働局 広島県 広島県市長会 広島県町村会 広島県経営者協会 広島県商工会議所連合会

建設業の働き方が変わりました

2024年4月1日から建設会社にも 時間外労働の上限規制が適用されました。

2019年、労働基準法が改正され、時間外労働の上限が法律に規定されました。
建設業についてはこの上限規制の適用が猶予されてきましたが、今後、原則として
月45時間・年360時間を超える時間外労働ができなくなりました。

以下の4つの点について、ご協力をいただきたくお願いいたします。

適正な工期の確保



「工期に関する基準」に基づき、週休2日及び時間外労働上限規制を遵守した適正な工期の設定にご協力をお願いします。※「建設工事適正工期算定プログラム」が活用できます。
また、工事工程と連動したものの決めなどの合意形成ルールの円滑な運用により、資機材調達等の適正な期間の確保にご協力をお願いいたします。

4週8閉所



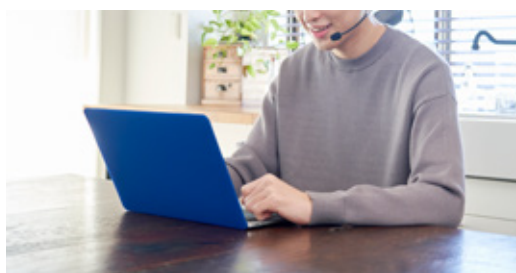
ワークライフバランスの実現に向け、週休2日を実現する前提となる4週8閉所（原則、建設現場土日一斉閉所）を実現のため、現場閉所日の設定・時間帯の設定について、ご理解をお願いします。

契約の見直しに関する協議



確認申請の遅れや施主直営工事のスケジュール変更、工期に影響する設計変更等により、当初契約時の工期では施工が難しくなる場合には、工期延長を含めた契約条件の見直し、更に、資材価格高騰及び労務単価改定等の契約変更への柔軟な協議をお願いいたします。

柔軟な働き方の理解



働き方改革推進のため、技術者のローテーション出勤やリモート勤務の実施等について、ご理解をお願いいたします。

「**建築工事適正工期算定プログラム**」とは、適正工期での受注を推進し、完全週休2日制を実現して、建設業に従事する人々の生活の質を高め、将来に渡る担い手を確保することを目的として、日本建設業連合会が作成したプログラムです。
日建連HP「建築工事適正工期算定プログラム」：<https://www.nikkenren.com/kenchiku/proper.html>



建設業の働き方改革を進めるための「**工期に関する基準**」をご確認ください。

2020年、建設業の長時間労働を是正し働き方改革を進めるため、建設工事において適正な工期を確保するための基準として、中央建設業審議会が「工期に関する基準」を作成・勧告しました。このなかには、工期設定に関連する発注者の責務、適正な工期の確保、4週8閉所、契約に関する協議などについて記載されております。





第1章 総論

(3) 建設工事の請負契約および工期に関する考え方

著しく短い工期の禁止：注文者は、その注文した建設工事を施工するために**通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない**。また、建設業者と請負契約を締結した発注者がこの規定に**違反した場合**・・・国土交通大臣等は、**当該発注者に対して必要な勧告をすることができ**、・・・従わないときは、その旨を**公表**することができる。

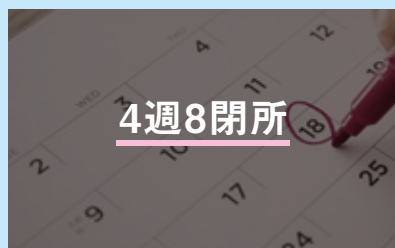


第1章 総論

(6) 工期設定における受発注者の責務

〈工期設定における発注者の果たすべき責務〉

- ・発注者は、受注者やその下請負人において、その**労働者一人ひとりの長時間労働の是正、週休2日の確保などを実現できるよう、時間外労働規制を遵守して行う工期の設定に協力**し、当該規制への違反を助長しないよう十分留意する。
- ・受注者が関与することなく発注者（設計者を含む）が工期を設定する場合、・・・日本建設業連合会の「**建築工事適正工期算定プログラム**」・・・等を適宜参考にしつつ、適正な工期が確保できるよう努める。
- ・各工程に遅れを生じさせるような事象等について・・・その原因が発注者の責に帰すべきもの、受注者の責に帰すべきもの、不可抗力のように受発注者の責に帰することができないものであるかを特定したうえで、**受発注者間で協議**して必要に応じて**契約変更を行う**。
- ・発注者・工事監理者・受注者の三者が**合意形成ルールを早期に明確化**したうえで、**工事工程と連動したものの決め**、工程表の円滑な運用を心掛ける。



第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

(2) 休日・法定外労働時間

週休2日（4週8休）をすべての建設現場に定着させていくためには、建設業界が一丸となり、意識改革から始めなければならない。現在多くの建設業団体が行っている**4週8閉所の取組**は、こうした意識改革、価値観を転換していくための有効な手段の一つであると考えられる。



第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

(9) 工期変更

確認申請の遅れ、追加工事、設計変更、工程遅延等が発生し、当初契約時の工期では施工できない場合には、工期の延長等を含め、**適切に契約条件の変更等を受発注者間で協議して合意したうえで、施工を進める**必要がある。

工期が延長となる場合や、工程遅延等が生じたにも関わらず工程延長ができず、後工程の作業が短期間での実施を余儀なくされる等の場合には、・・・必要となる請負代金の額の変更等、変更契約を適切に締結しなければならない。

〔構成団体〕

一般社団法人 日本建設業連合会 中国支部
一般社団法人 広島県建設工業協会
一般社団法人 全国中小建設業協会広島県支部
建設産業専門団体中国地区連合会

〔後援〕

国土交通省 中国地方整備局
厚生労働省 広島労働局
広島県
広島県経営者協会
広島県商工会議所連合会

制作・
お問い合わせ

一般社団法人 日本建設業連合会
中国支部
〒730-0051
広島市中区大手町2丁目11番15号
新大手町ビル 4階
TEL 082-243-3017

目的

建設業の担い手確保に向けて、元請・下請の立場を超えて、建設業4団体と中国地方整備局、広島県等が連携・協力して取り組みを実施する

テーマ1

広島版「目指せ！建設現場土日一斉閉所」運動の推進

【建設業4団体連携取組内容】

- ①広島県内においても建設業4団体で広島県版のポスターを作成する
民間工事を含むすべての建設工事を対象に、建設業4団体の総意として、土日閉所を目指すことを決定し、ポスターを作成する
- ②建設業4団体のポスター作成にあたり、中国地方整備局、広島労働局、広島県に後援の手続きを行い、広島市を含む広島県内市町にも賛同されるよう、広島県市長会及び町村会に後援依頼を行う
- ③今後、広島県内市町に対し、中国地方整備局や広島県と連携し、あらゆる機会を通じて週休2日の要請に取り組む

【中国地方整備局、広島県等連携取組内容】

- ・令和6年度の中国地方整備局、広島県及び広島市発注工事は、原則週休2日(土日)の現場閉所の取り組みを行う
- ・中国地方整備局、広島県及び広島市発注の現場閉所が困難な工事は、交替制の4週8休の休日確保の取り組みを行う
- ・広島県内市町は、昨年度より実施している「広島県内の公共工事は月2回以上土曜日のお休みを目指します」の取り組みを継続する
- ・今後、広島県内市町には、中国地方整備局、広島県、広島労働局と連携して週休2日(土日)の現場閉所100%を目指す働きかけを行う

テーマ2

民間発注者向けのお願事項を記した4団体連名のリーフレットの作成及び要請

【連携取組内容】

令和6年4月から時間外労働上限規制の適用を受けて、民間発注者向けの協力のお願事項として、以下の項目内容を記載したリーフレットを建設業4団体連名にて作成する

○協力のお願事項

- ①建設現場土日一斉閉所、週休2日実現(4週8閉所)の取り組みへの協力
- ②週休2日及び時間外労働の上限規制を想定した適正な工期設定、着実な竣工に向けた調整による工期設定、工期変更に伴う契約条件の変更等協議の取り組みへの協力
- ③資材価格高騰に伴う労務単価の改定、設計変更や申請続き遅延による工期変更等、契約変更への柔軟な対応の取り組みへの協力
- ④技術者の働き方の理解への協力

リーフレットの作成にあたり、中国地方整備局、広島労働局、広島県は後援を行う

リーフレット作成後、民間発注者の団体となる経済団体(広島商工会議所、広島県経営者協会等)に要請する

テーマ3

建設業(特に技能労働者)の魅力発信に向けた取り組み

【連携取組内容】

建設業4団体と中国地方整備局、広島県が連携し、建設業の魅力をより実感してもらうため、既存イベント等の取り組みを継続して(10月～11月に集中的に連携して)行うとともに、学生(特に中学生を対象)に建設業への関心を持ってもらう取組を推進する

- ・中学生の職場体験受け入れ事業所への登録(広島市教育委員会募集)
～実務的な技術や技能に触れることでインフラの意義と建設業を学ぶ機会をつくる
- ・中高大学生の利用が高いYouTubeなどのSNSの活用
～建設業の仕事とインフラについてイメージアップ
- ・既存イベント(ひろしま建設フェア、建設企業ガイダンス等)の活用
- ・出前講座等で防災やインフラの社会への貢献を伝えた上で、それを支える建設業の役割の重要性をPR